

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 美郷町 (都道府県: 島根県)
 本事業の担当部局名 美郷暮らし推進課

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)						
個別事業名	美郷町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度	令和 3 年度			
対象経費支出予定額 ※(注)1	300,000			円			
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 美郷町においてはまち・ひと・しごと総合戦略に基づき、少子化の一因とされる未婚の男女の増加に歯止めをかけるため、結婚支援事業の1つとして出会いの場の創出を推進することとしている。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 美郷町は高校がなく、若者を雇用できる事業所も少ないため、進学や就職を理由として町外への転出に歯止めがかからない状況にある。令和2年の国勢調査において人口減少率が県下ワースト11、1%となり、人口比率も65歳以上の高齢者率が年々上昇し、一方で14歳以下の年少者と15歳から29歳までの若年層は10%前後にとどまっている。こういった現状から、義務教育までの支援に加え「美郷町子ども未来応援金」を創設し、生まれてから社会に出るまでを手厚く支援するとともに、ライフステージの節目で応援する「定住ポイント」制度、太陽光パネル、EV車電源、薪ストーブ可能仕様などで例をみないこだわりのファミリー向け移住住宅「サステナブルハウス」の建設を町の定住重要施策と位置づけ、またニーズに応じた住まい対策も加え、移住・定住対策に踏み込んで行っている。 <本個別事業の位置付け> 当事業は、結婚支援事業で出会った新婚者の経済的負担を軽減することで、結婚に至るよう支援することを目的としており、美郷町が進める結婚支援事業にも関連する事業として位置づけられる。</p>						
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】						
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合			
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合				
【対象費目】							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】							
継続補助規定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有							
【その他独自要件】							

2. 申請見込

①新規世帯見込	1	世帯	②継続世帯見込		世帯
上記のうち	ともに29歳以下	0	世帯		
	その他	1	世帯		

【世帯数積算根拠】

30万円×1件×1/2=150千円

(参考)

【令和5年度申請状況】

未実施	
申請世帯数見込	世帯
～12月(実績)	世帯
1月～3月(見込)	世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	0 世帯 × 600,000 円 =	0	円
(その他)	1 世帯 × 300,000 円 =	300,000	円
	(継続補助)		円
	合計	300,000	円

<積算>

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

美郷町HP、SNS、庁舎・関係施設等へのチラシ配下

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		令和U・イターン施策による受入数(令和4年4月1日～令和5年3月31日)	人	50	12
	空き家バンク登録件数(令和4年4月1日～令和5年3月31日)	件	50	15	
	移住体験住宅の利用世帯数(令和4年4月1日～令和5年3月31日)	世帯	20	3	
	みさと暮らし応援ネット閲覧数(令和4年4月1日～令和5年3月31日)	件	240000	87225	
	出合いの場創出によるマッチング数(令和4年4月1日～令和5年3月31日)	組	6	4	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.42	
	婚姻件数		件	5	
	婚姻率			1.2	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	60	0
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	70	0	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	60	0	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	島根県のホームページに事業概要等を掲載してもらい連携を図る				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	該当なし				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本文交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。